

| No. | 実施要領、仕様書等の関連項目    | 質問内容   | 質問に対する回答  |
|-----|-------------------|--|---|
| 1   | 実施要領7(4)オ         | 企画提案書の枚数指定はございますか？   | 企画提案書のページ数に関する指定はありません。なお、企画提案書はA4版で作成してください。   |
| 2   | 実施要領7(5)イ         | 企画提案書に対する添付資料とは何を指しておりますでしょうか？   | 添付資料とは、企画提案書の内容を補足する資料を想定しています。例えば、絵コンテ、構成の補足資料、参考イメージ等がこれに当たります。なお、添付資料がある場合もA4版で作成してください。   |
| 3   | 実施要領8(4)          | プレゼン時に使用のご説明資料と提出済みの企画提案書は同一のものと考えてよろしいでしょうか？  | プレゼンテーション時の説明資料は企画提案書と同一でなくても問題ありませんが、提出済みの企画提案書に基づいて説明してください。  |
| 4   | 実施要領8(4)          | プレゼン時に映像の投影は可能でしょうか？   | 可能です。市ではプロジェクター及びスクリーンをご用意しますので、それ以外の必要機器は応募者にてご用意ください。<br>なお、プロジェクターはEB-W06型、スクリーンは100型を使用する予定です。画面比率は16:10となります。音声出力機器は市では用意していませんので、必要な機器は応募者にてご用意ください。  |
| 5   | 実施要領8(4)          | 企画提案書の提出時点でイメージ動画のようなものを制作した場合、ご覧になっていただけますでしょうか？  | 企画提案書の提出時点でイメージ動画を制作した場合は、企画提案書の補足資料として提出いただいても差し支えありません。その場合、一次審査においては、一次審査委員が閲覧することができます。また、二次審査においては、プレゼンテーション時に放映してご説明いただくことが可能です。ただし、審査はあくまで提出された企画提案書に基づいて行うため、イメージ動画を用いる場合も、企画提案書の内容の範囲内で補足説明を行ってください。   |
| 6   | 仕様書4(3)           | 行政（職員）なども含まれるが、市民の方を中心に、といった理解でよろしいでしょうか？それとも市民の方「のみ」でしょうか？  | 本業務では、市民の視点や「暮らす人」の目線を重視していますが、表現対象を市民のみに限定するものではありません。ただし、企画全体としては、市民の視点や暮らしの実感が伝わる構成を重視してください。  |
| 7   | 仕様書2              | 令和6年度・7年度においても複数の動画制作、広告配信によるブランディングサイトへのランディング支援という手段を行っているかと存じておりますが、3カ年のなかで今年度事業における位置付けをお教えいただけますでしょうか？<br>可能であれば、今後の3カ年での目標なども含めてご回答いただけると幸いです。過去と未来を把握した上で、今年度事業の理解を深化できると考えております。 | 本業務は、市制施行60周年を契機として制作する記念映像を主たる目的とするものです。過年度施策との連続性を踏まえた提案を妨げるものではありませんが、本公募において今後3カ年の詳細な事業計画や数値目標を示す予定はありません。なお、過年度は、令和3年4月に策定した「流山市ブランディングプラン」に基づき、本市のブランド周知・意識向上、本市のブランドへの共感・愛着に寄与することを目的とする施策を展開しました。   |
| 8   | 仕様書2              | 上記と同様に、今年度事業において、ブランディングサイトへのランディング支援の必要の有無、必要な場合はKPI、それぞれに対するご理由、をお教えいただけますでしょうか？   | 本業務の主眼は、仕様書に定める記念映像の制作にあります。ブランディングサイトへの誘導を必須要件としているものではありませんが、事業効果を高める提案として含めることは可能です。なお、本業務固有のKPIは仕様書上定めていません。  |
| 9   | 仕様書2              | 上記と同様に、本事業の視聴対象者は、市内の方と市外の方のどちらを重要視されておりますでしょうか？もしメインとしている視聴対象者がいればお教えいただければ幸いです。  | 市内の方と市外の方のいずれも対象としていますが、市制施行60周年記念式典での上映を予定していることを踏まえると、市民等のシビックプライド醸成を重視しつつ、市外の方からの共感や憧れにもつながる内容を想定しています。  |
| 10  | 仕様書2              | 上記と同様に、市制施行50周年記念映像のように、市の歴史を施行までも辿ることは想定されておりますでしょうか？それとも、あくまで直近10年間の「選ばれるまち」になるまでの変遷に特化したものという理解でよろしいでしょうか？  | 市の歴史を網羅的にたどることを必須とするものではありません。また、直近10年間のみに限定するものでもありません。映像全体の目的に照らし、「選ばれるまち」へと変わってきた歩みが伝わる構成をご提案ください。   |
| 11  | 仕様書2              | 市制施行60周年記念祭典において、YouTubeでのライブ配信を行う際、本動画のライブ上映も含まれますでしょうか？  | 現時点で、式典当日のライブ配信運用は未定であり、また、本業務に含まれるものではありません。なお、本編映像については、記念式典会場での上映を想定しています。   |
| 12  | 仕様書4(1)及び仕様書5(3)イ | 「暮らす人」と「担い手」の違いについてお教えいただけますでしょうか？暮らす人のなかに担い手が内包されており流山市民に限定しているのか、または担い手は流山市民ではない外部団体（のキーマン含む）もご想定範囲内でしょうか？   | 「暮らす人」は、日常の暮らしの視点を担う存在を指し、「担い手」は、本市の魅力づくりに寄与してきた個人又は団体を指します。両者が重なる場合もあります。なお、「担い手」は流山市民に限定するものではなく、本業務の趣旨に沿う方であれば対象となり得ます。  |
| 13  | 仕様書5(1)ア          | 口ケ先、取材対象、収録作品等とありますが、収録作品とは何を指しますでしょうか？  | 「収録作品」とは、映像内で収録又は使用する素材・コンテンツ等、対象物を広く指すものです。<br>具体的には、次のようなものを想定しています。<br>・映像素材（新規撮影映像、市が保有する既存映像、借用映像等）<br>・静止画素材（過去写真、資料写真、提供写真、図版等）<br>・音素材（BGM、効果音、ナレーション等）<br>・文字情報（テロップ、字幕、クレジット表記等）<br>・（必要に応じて）アニメーション／CG等の表現要素<br><br>なお、上記のうち第三者の権利が関係する素材を使用する場合は、使用許諾・クレジット要否・利用範囲（永続利用可否等）を含め、制作時に必要となる条件を企画・構成案に明記してください。 |

|    |                |   |   |
|----|----------------|---|---|
| 14 | 仕様書5(4)ア       | 保有する素材はどのような素材でしょうか？  | 市が保有する写真、映像、画像等の既存素材を想定し、企画内容に応じて必要となる素材を整理し、市が保有し、かつ権利関係上提供可能なものについて提供することを想定しています。ただし、具体的に提供可能な素材の有無や内容については、素材ごとの権利関係等を確認した上で、契約後に協議し整理することとします。<br>関連：No. 14、27、46、59、72、85、92                      |
| 15 | 仕様書8           | 使用目的についてのご意向はございますでしょうか？（無期限かつ）媒体問わず無制限の使用目的で、現時点で配信予定の媒体以外でも有償広告などでご使用する可能性がある場合、ナレーターとの契約内容・費用（見積金額）の変化、また一般市民の方への撮影・使用許諾のハードルなど、準備が変わってまいりますのでご質問です。 | 仕様書記載のとおり、本映像は記念式典での上映後、市公式SNS、デジタルサイネージ、各種イベント等での活用を想定しています。権利処理については、こうした継続的な活用に支障がない内容としてください。なお、仕様書に明記した用途以外の具体的な活用については、必要に応じて協議の上決定します。   |
| 16 | 仕様書10(3)       | 仮に自由提案にWeb広告などをご提案した場合、過去に実施した際のアカウントでの運用（リマーケティングを想定）などは可能でしょうか？継続性を前提に考えた方が高い効果になるかと考え、ご質問させていただいております。   | 自由提案としてWeb広告を提案することは可能です。また、市公式SNSアカウントを使用することは可能であり、本業務では市公式SNS「moricom」の活用を前提とします。ただし、過去の受託者が管理していた広告アカウントや、その受託者側に帰属する設定・データを当然に引き継げることを保証するものではありません。そのため、提案に当たっては、継続活用が難しい場合でも実施可能な代替案も併せてお示しください。 |
| 17 | 採点基準           | 採点基準に記載されている各項目の点数（配点）をご教示頂けますでしょうか。  | 評価項目ごとの配点について、「令和8年度流山市ブランド推進（市制施行60周年記念映像制作）業務委託 採点基準」に追記しました。   |
| 18 | 仕様書3、10        | 撮影可能な時期に、市制施行60周年に関するイベント等の実施は検討されていますでしょうか？また、「市民の声」をあつめる企画などはご検討でいらっしゃいますでしょうか？   | 現時点において、市制施行60周年に合わせた新規の特別なイベントの実施は予定しておらず、また、市民の声を新たに募集・収集する企画についても予定していません。ただし、当該内容に関連する企画提案を妨げるものではありません。なお、市民インタビュー等を必要とする場合は、受託者が企画し主導で行うものとし、その際の取材対象との連絡調整については、必要に応じて委託者が協力するものとしします。           |
| 19 | 実施要領7(6)       | 提出する企画書の正本副本は同じ内容のもので問題ないでしょうか。企業名が分からないように、いわゆる「黒塗り」する必要はありますか？  | 正本と副本は同じ内容のもので差し支えありません。また、黒塗りは不要です。  |
| 20 | 仕様書4(6)        | 長編動画の長さは5～10分程度とされていますが、どの程度の長さを上限と考えていますか？   | 本編映像の長さは、仕様書に記載のとおり5～10分程度を基本とし、上限の目安は10分程度と考えています。ただし、企画意図の達成や視聴効果の観点から、より効果的であると認められる場合は、委託者と協議のうえ、10分を超える長さの提案を行うことも可能です。その際は、長さの妥当性や期待される効果が分かるようにご提案ください。  |
| 21 | 仕様書4(7)        | 短編動画はどのように活用しようと考えていますか？Xアカウントでの発信を想定しているのでしょうか？また、これまで短尺の動画はどのように活用していますでしょうか？   | 本業務におけるショート版は、Instagram、Facebook、X、YouTubeでの活用を想定しています。なお、過去の短尺の動画は、Instagram、YouTubeに投稿し、広告に活用した事例もあります。   |
| 22 | 仕様書2、4(7)      | 流山市ではかなり多くのYouTubeアカウントを保有しておられるかと思いますが、今回の動画はどのアカウントに上げることを想定しているのでしょうか？50周年動画と同じ場所でしょうか？  | 今回の動画は、本市のブランド推進も目的としているため、Youtubeのアカウントでは「moricom【流山市公式ブランド推進】」での活用を予定しています。   |
| 23 | 仕様書4(1)        | 動画では過去の出来事は時系列的に紹介していくことが必要なのではないでしょうか？それとも「選ばれる街」などテーマ重視の構成でも問題ないのでしょうか？   | 時系列での紹介を必須とするものではありません。仕様書の目的を達成できるのであれば、テーマ重視の構成でも差し支えありません。   |
| 24 | 仕様書2、4(1)      | 今回の動画では「市民」にスポットを当てることを重視していますが、基本的な時系列はどの程度押さえていとお考えなのではないでしょうか？必ず入れるべきトピックはありますか？   | 基本的な経緯が理解できる程度の整理は望ましいと考えていますが、網羅的な時系列整理を求めるものではありません。必ず入れるべき個別トピックを指定するものではなく、業務目的に即して効果的な構成をご提案ください。  |
| 25 | 仕様書4(1)～(3)    | 「選ばれる街」としての発展の過程は、大きな枠組みとしては市の施策があるかと思いますが、その枠組みの中で市民の皆さんがどのような活動をしたかを掘り下げていくという理解でよろしいのでしょうか？  | 概ねその理解で差し支えありません。ただし、行政施策の説明に偏るのではなく、市民の関与や暮らしの実感が、まちの価値を形づくってきたことが伝わる構成を重視してください。  |
| 26 | 仕様書5(3)イ       | 市の魅力づくりに寄与してきた担い手（個人・団体）の候補になる方が、何らかの形で掲載されている市の刊行物、サイト資料などはありますか？  | 市の広報や刊行物、市公式サイト等に関連情報が含まれる場合がありますが、現時点で、市としてあらかじめ候補者を整理し、一覧化している刊行物やサイト資料等はありません。「市の魅力づくりに寄与してきた担い手（個人・団体）」については、提案されるコンセプトや映像全体の構成意図を踏まえ、市と受託者が協議の上で決定することを想定しています。                                    |
| 27 | 仕様書5(3)イ、5(4)ア | 60周年の歴史を描くに当たって、過去の写真や映像は必要不可欠ですが、どのような写真や映像が残っていて、動画でも活用可能かは、どちらで分かりますでしょうか？流山市の図書館などにライブラリーとして保存されているのでしょうか？映像に関しては市で所蔵しているものがどの程度あるのでしょうか？           | 流山市の歴史文献は、主に流山市立図書館や博物館で保管し、閲覧可能です。契約後、必要に応じて内容や活用可能性を確認しながら共有します。提案段階では、既存素材の活用を含む構成をご検討ください。<br>関連：No. 14、27、46、59、72、85、92   |
| 28 | 仕様書10          | 市役所・市の図書館以外に流山市の歴史をつづる写真・映像を持っている機関・会社などはありますか？市として把握しているところはありますか？   | 現時点において、市役所以外で、流山市の歴史を伝える写真・映像を保有している機関・会社として、市が把握しているものはありません。   |

|    |               |  |   |
|----|---------------|--|---|
| 29 | 仕様書5(2)エ、5(3) | 企画書の段階では出演候補となる市民、関係者の接触はどう考えればよろしいでしょうか？出演者の政治との距離はどう考えるのでしょうか？以前市民活動をしていて、現在は議員を務めている方などは、どう考えればよろしいでしょうか？     | 提案段階では、出演者や関係者は候補としての提案で差し支えありません。正式な起用は、選定後に市と協議の上で決定してください。なお、政治的中立性への配慮が必要となる場合は、必要に応じて個別協議とします。   |
| 30 | 仕様書2          | 「市制施行60周年記念式典」周りのイベントや来年1年通しての他のイベントなどで60周年記念をまとめるメインコピーはあるか   | 現時点で、本業務の前提としてお示しする統一のメインコピーはありません。   |
| 31 | 仕様書5(4)ア      | 映像内で使いたい、必要となった場合、過去資料などの写真などは連携可能   | 市が保有し、かつ使用可能な資料については、必要に応じて提供又は連携することを想定しています。なお、具体的な資料の内容や権利関係は個別に確認の上で整理します。  |
| 32 | 仕様書2、4(7)     | 配信先である各SNS(Youtube、ショート版はInstagram、Facebook、X、Youtube)はアカウントが複数存在しているが特定のアカウントに掲載予定なのか、どのアカウントを想定しているのか          | 参照：No. 22   |
| 33 | 実施要領7(5)      | 企画書の中で、例えばAパターン、Bパターンなどの複数提案は可能でしょうか。  | 可能です。ただし、審査委員が理解しやすいよう、主たる提案内容や違いを明確に整理してください。  |
| 34 | 仕様書5(2)ウ～オ    | 出演者や取材・撮影場所に関して、提案時点で許諾を得ておく必要があるか。それとも候補としての提案で問題ないでしょうか。   | 提案時点では、候補としての提案で差し支えありません。正式な許諾取得や最終調整は、選定後に市と協議の上で行ってください。   |
| 35 | 仕様書3          | 企画提案書に記載する制作スケジュールにおいて、本編、ショート版ともに、履行期限の令和9年3月31日までの納品でスケジュールをひいて問題ないでしょうか。                                      | 本編については、令和9年1月16日に開催予定の記念式典での上映を想定しているため、それに間に合う工程としてください。ショート版については、全体の履行期限内での納品を前提に、適切な工程をご提案ください。  |
| 36 | 仕様書2、(4)      | 「シビックプライドの醸成及び市外の方からの憧れや共感の喚起を図るものである。」とありますが、市外に対して意識されている具体的なターゲット像などはありますか。                                   | 市外の方に対しては、本市の暮らしの魅力や空気感に共感する層を想定していますが、本公募において具体的な属性を細かく限定するものではありません。  |
| 37 | 実施要領7(4)ア     | 参加表明書兼誓約書の提出者と作成者は同一人物でも可能でしょうか。   | 参加表明書兼誓約書については、法人名及び押印を求めていることから、法人として提出されることを想定しています。そのため、「提出者」は法人としての提出主体を指すものであり、実務上の作成者が同一人物であること自体を妨げるものではありません。   |
| 38 | 実施要領7(4)、(6)  | 実施要領7提出書類について、正本1部、副本7部を提出とのことですが、提出書類ア～カの全てを8部用意するということでしょうか。   | 審査に用いる提出書類であるア～オについては、正本1部、副本7部をご提出ください。カの関係書類については、本市有資格者名簿への登録がない場合に限り提出するものであり、正本1部で差し支えありません。   |
| 39 | 仕様書5(3)イ      | 本市の魅力づくりに寄与してきた担い手(個人・団体)は、2名以上取り上げても問題ないでしょうか。  | 問題ありません。ただし、仕様書の「概ね2名程度」を踏まえ、全体構成、映像尺、予算及び工程との整合がとれる範囲でご提案ください。   |
| 40 | 仕様書5(4)オ、6(3) | 仕様書5(4)オにバナー画像を制作とありますが、成果物にはバナー画像への言及がございません。バナー画像の制作も今回の予算の範囲内に含まれていますでしょうか。また、制作するバナーの具体的な用途や仕様は決まっていますでしょうか。 | 仕様書5(4)オに記載の画像制作は、本業務の範囲内であり、今回の予算の範囲内に含まれます。また、広報等で使用可能な画像であれば、バナー画像とサムネイル画像を厳密に区別しているものではなく、市公式SNS投稿時のサムネイルや市ホームページ掲載等での活用を想定しています。具体的な用途や仕様については、委託者と協議のうえ決定します。 |
| 41 | 仕様書2、4        | 入れ込む内容：将来的な移住促進プロモーションとしての未来像提示というよりは、これまでの歩みを踏まえた現在の市民の暮らしと、その延長線上にある地続きの未来を、市民目線で描く構成という認識で相違ないでしょうか。          | 概ねその認識で差し支えありません。ただし、未来への広がりや排除するものではなく、現在の暮らしや歩みの延長として自然に伝わる構成をご提案ください。  |
| 42 | 仕様書2          | ターゲットの優先順位：「市民のシビックプライド醸成」と「市外への共感喚起」の両方が目的ですが、今回の60周年記念映像においては、どちらの心理変容をより重視すべきでしょうか。                           | 参照：No. 9  |
| 43 | 仕様書5(3)イ      | 「担い手」の選定：2名程度の活動主体(担い手)を取り上げる際、既に市側で候補が絞られているのでしょうか。あるいは、受託者がゼロベースで発掘・提案する形でしょうか。                                | 「市の魅力づくりに寄与してきた担い手(個人・団体)」については、提案されるコンセプトや映像全体の構成意図を踏まえ、市と受託者が協議の上で決定することを想定しています。なお、受託者からの提案を妨げるものではありません。  |
| 44 | 仕様書4(6)       | ショート動画の活用目的：インスタ用のショート動画は、本編のダイジェスト版を想定されていますか。それとも、特定の「人」や「スポット」にフォーカスしたスピノフ的な内容を期待されていますか。                     | いずれの形でも差し支えありません。本編の内容を踏まえつつ、視聴者の興味を引くために効果的な設計、尺、本数をご提案ください。   |
| 45 | 仕様書4(1)～(3)   | 重点テーマの有無：暮らしの魅力(地域、イベント、自然環境、育児など)が多岐にわたる中で、市制60周年の節目として「特にこの分野を厚く扱ってほしい」という優先順位はありますか？                          | 特定分野のみを優先する指定はありません。「選ばれるまち」へと変わってきた歩み、市民の関与、暮らしの質や空気感が伝わることを重視してください。  |
| 46 | 仕様書5(4)ア、8    | 過去素材の質と権利：提供いただけるアーカイブ(写真・映像)について、解像度等のデータ状況や、二次利用に関する権利関係は問題ない前提でもよいでしょうか。                                      | 素材ごとにデータ状況や権利関係が異なるため、契約後、提供可能な素材について個別に確認の上で整理します。<br>関連：No. 14、27、46、59、72、85、92  |

|    |               |  |  |
|----|---------------|--|--|
| 47 | 仕様書5(2)エ、5(3) | 過去の市民モデルの協力： これまでのブランディング施策や過去のプロポーザルで協力いただいた「歴代の市民モデル」の方々に、60周年の節目で再登場いただくことは可能でしょうか。また、市側からこれらの方々への出演打診や調整のサポートをいただくことは可能でしょうか。                            | 過去の市民モデルの方々については、候補となり得ますが、出演の可否は本人の意向等によります。また、市側からの出演打診や調整については、必要に応じて協力することはありますが、現在連絡先を把握していない可能性があるため、一律に対応できることをお約束するものではありません。そのため、提案に当たっては、過去の市民モデルの再登場を前提条件とせず、候補の一つとしてご検討ください。                                     |
| 48 | 仕様書5(2)ウ、5(5) | 撮影許可の調整： 市内の公共施設や公園等での撮影において、使用料の免除や、市側での優先的な許可調整などのバックアップはいただけますか？  | 市が管理する公共施設等であれば、使用料の免除又は減免について対応可能な場合があります。ただし、具体的な取扱いは施設や利用内容に応じて個別に判断します。また、撮影許可に係る調整について、市が必要に応じて協力することはありますが、優先的な許可調整を一律にお約束することはできません。  |
| 49 | 仕様書2、5(2)エ、8  | キャストの権利： 音楽、ナレーションに加え、出演者（市民等）の肖像権についても、将来的なSNS・サイネージ等での多角的な活用を見据え、契約期限を定めない「一括（買い取り）形式」を必須条件とされていますか。   | 出演者の許諾について、一律に買い取り形式を必須とするものではありません。ただし、仕様書で想定する式典上映後の継続的な活用に支障がないよう、十分な使用許諾を確保してください。   |
| 50 | 仕様書2、10       | VIガイドラインの適用： 映像内のテロップ、配色、ロゴの扱い等は、既存の「流山市ビジュアル・アイデンティティ（VI）ガイドライン」を厳格に踏襲すべきでしょうか。あるいは、60周年の世界観に合わせた発展的な活用（フォントやトーンの変更）も可能でしょうか。                               | 映像内のテロップ、配色、ロゴの扱い等について、既存の「流山市ビジュアル・アイデンティティ（VI）ガイドライン」を厳格に踏襲することまでは求めていません。一方で、本市のブランドイメージとの整合性には配慮していただきたいと考えています。そのため、60周年の世界観に合わせた発展的な活用や、フォント・トーン等に関する提案を行うことは可能です。なお、具体的な表現の方向性については、提案内容を踏まえ、契約後に協議の上で整理することを想定しています。 |
| 51 | 仕様書4(2)       | ブランドイメージの重み： 映像として特に象徴的に描きたい特定の感情（「癒される」「ワクワクする」等）はありますか。  | 映像化する対象としては、仕様書に記載のとおり、「ゆったり感」や「多様性を含めた寛容な空気がもたらすゆとり」、また、暮らしへの共感、愛着、誇りが感じられることを重視しています。一方で、本映像を観る方に対して、「癒される」「ワクワクする」など、特定の感情を一律に喚起すべきものとして指定しているわけではありません。そのため、具体的にどのような感情の流れや印象を軸に構成するかについては、提案に委ねる考えです。                   |
| 52 | 採点基準          | 採点配分の詳細： 「企画・構成（クリエイティビティ）」と「業務実績」などの各項目について、具体的な配点ウェイトを教えてください。   | 参照：No. 17  |
| 53 | 実施要領7(6)      | 捺印書類： 提出書類のうち、押印が必要なものは「参加表明書兼誓約書」と「企画提案書の正本」のみで、副本（7部）やその他見積等には必要ないという認識で良いでしょうか。   | 押印が必要なものは、正本として提出する書類です。副本7部及び見積書については、押印不要です。   |
| 54 | 仕様書2          | (1)今回60周年記念式典での上映が用途にありますが、それ以降のSNS、デジタルサイネージなど60周年以降の運用も予定されています。動画内で「市政施行60周年」という要素はどの程度前面に出すべきでしょうか。「60周年記念映像」としての役割と「今後のブランド形成」の役割でどちらを重視されているかお伺いしたいです。 | 本映像は60周年記念映像である一方、式典後の活用も想定しています。そのため、60周年の趣旨が分かることは必要ですが、そのみに偏らず、今後のブランド形成にも資する内容を重視してください。   |
| 55 | 実施要領8(4)      | 企画提案資料に参考動画など動画資料の提出は可能でしょうか。  | 参照：NO. 5   |
| 56 | 実施要領7(5)      | 企画内容の提案について1事業者1案でしょうか。企画の中でバリエーションを出してもよろしいのでしょうか。  | 参照：No. 33  |
| 57 | 仕様書10         | 既存映像の扱いに関して<br>現在公開されている市のPR映像や過去の記念映像などは、今後も継続して公開・活用されるご予定でしょうか。   | 既存の公開映像等の取扱いは、本業務とは別に市が判断するものですが、継続して公開・活用することを想定しています。なお、本業務は、既存映像の公開停止や差替えを前提とするものではありません。   |
| 58 | 実施要領7(5)      | 複数案の提出について<br>企画内容について、演出の異なる複数案（2案程度）を提案書内でご提示してもよろしいでしょうか。   | 参照：No. 33  |
| 59 | 仕様書5(4)ア、8    | 市保有音源の活用と編集加工について<br>既存の市保有音源につきまして、映像の展開に合わせてBGM調へ編曲して使用することは、市の規定および著作権者の許諾の範囲内で可能でしょうか。（※原曲の歌詞を変更するなどの改変は行わない前提です）  | 素材ごとに権利関係が異なるため、一律に可能とはお答えできません。市保有音源の活用を希望される場合は、権利関係を個別に確認の上で協議します。<br>関連：No. 14、27、46、59、72、85、92   |
| 60 | 仕様書3、4(6)     | 成果物の納品スケジュール（分納）について<br>1月の記念式典で上映するのは「本編映像のみ」という認識でよろしいでしょうか。<br>その場合、式典用の本編を先行納品し、ショート版映像は式典後の展開を見据えて最終納期（令和9年3月31日）までの分納とさせていただきますことは可能でしょうか。             | 本編については、記念式典での上映に間に合うよう、先行納品を前提としたご提案として差し支えありません。ショート版については、全体工程との整合がとれる場合、履行期限内での分納は可能です。  |
| 61 | 仕様書6(2)、10    | 多文化共生について： 多言語字幕（英語など）や、聴覚障害者向けのバリアフリー字幕・手話等の対応は検討されておりますでしょうか。市内のイベントへの撮影の参加は可能でしょうか。   | 多言語字幕、バリアフリー字幕、手話等は、本業務の必須要件としては定めていませんが、有効な提案として示していただくことは可能です。市内イベントについては、撮影は可能ですが、時期や運営状況に応じて、個別に協議の上で判断します。  |

|    |                  |   |  |
|----|------------------|---|--|
| 62 | 実施要領2(2)、仕様書10   | 仕様書10.その他に「(3)仕様書に定めのある事項のほか、自由提案を可とする。」…とありますが、こちらは動画制作以外に関する提案も可能でしょうか？   | 本業務の目的達成に資する内容であり、予算、工程及び実施体制の範囲内であれば、動画制作に付随する提案に限らず自由提案は可能です。  |
| 63 | 仕様書6(2)          | 【納品形式および仕様について】<br>仕様書6には「USBメモリ等の電磁的記録媒体」とありますが、式典上映用の物理メディアとして「Blu-ray」等の納品も想定すべきでしょうか。その際、ディスク盤面印刷やジャケット制作等のパッケージングも業務範囲に含まれるかご教示ください。<br>あわせて、成果物はYouTube等の動画配信プラットフォームでの公開も予定されていますでしょうか。配信先の仕様(アスペクト比や推奨データ形式)に最適化したデータの別途納品が必要かについても教えてください。 | 仕様書上、納品はUSBメモリ等の電磁的記録媒体によるものを想定しており、Blu-ray等は必須ではありません。なお、Blu-rayで納品される場合、パッケージングは不要です。<br>また、配信を予定している市公式SNSは、本編はYouTube、ショート版はInstagram、Facebook、X、YouTubeですが、配信先の仕様に最適化したデータの納品については、提案内容に応じて協議の上で決定することを想定しています。<br><br>関連質問：No. 63、64、77  |
| 64 | 仕様書2, 10         | 【活用想定デバイスの仕様について】<br>仕様書2および4に「デジタルサイネージでの活用」とありますが、想定されているサイネージの仕様(縦型・横型の別、音声出力の有無)を教えてください。また、それらに合わせた専用の再編集(リサイズ等)は本業務に含まれますでしょうか。   | デジタルサイネージは、横型(1920×1080pixel)、音声出力ありを想定しています。なお、デジタルサイネージの仕様に合わせた再編集については必須要件ではありませんが、効果的と考える場合は提案に含めてください。<br><br>関連質問：No. 63、64、77   |
| 65 | 仕様書5(3)イ         | 【キャスティング(担い手)について】<br>仕様書5(3)イにある「担い手」2名程度について、現時点で市側に候補リストなどはございますでしょうか。あるいは、受託者側でリサーチ・選定を行うことを想定されていますでしょうか。  | 参照：No. 43  |
| 66 | 仕様書8             | 【二次利用の範囲について】<br>完成した映像(または一部の切り抜き)を、出演者や取材協力団体が自らの公式SNS等で、本事業の広報・紹介目的として使用することは可能でしょうか。  | 完成した映像及びその一部の切り抜きについては、市が著作権その他一切の権利を有しますが、本事業の広報・紹介を目的として、出演者や取材協力団体が自らの公式SNS等で使用することは、妨げるものではありません。ただし、使用に当たっては、掲載媒体、使用範囲、使用目的等をあらかじめ市と共有し、内容を確認した上で使用するものとします。  |
| 67 | 実施要領8(4)ア        | 【審査環境の確認】<br>プレゼンテーション会場におけるスクリーンの画面比率(16:9 または4:3)および、音声出力の環境について教えてください。  | 参照：No. 4   |
| 68 | 仕様書10            | 【進捗体制および打ち合わせについて】<br>受託後の定例打ち合わせの頻度(月〇回等)や、オンラインMTGの活用可否について、現時点での市の想定を教えてください。  | 受託後の打ち合わせについて、現時点で定例打ち合わせの頻度を一律に定めているものではありません。業務の進行状況や協議事項の内容に応じて、必要な回数を設定することを想定しています。<br>また、オンラインMTGの活用は可能です。ただし、協議内容や進行状況によっては、必要に応じて対面での打ち合わせをお願いする場合があります。   |
| 69 | 実施要領6、仕様書10      | 【企画検討用データの提供について】<br>「市民の視点」をより深く企画に反映させるため、市が保有する最新の統計データ(転入・転出理由の調査結果や、世代別の意識調査等)を、提案検討用に提供いただくことは可能でしょうか。  | 提案検討用として、特定の事業者のみに追加資料を個別提供することは予定していません。<br>提案に当たっては、流山市ホームページに掲載している下記の情報のほか、市、県、国が公表している統計情報等を適宜ご参照ください。<br>なお、契約後、業務遂行上必要であり、かつ市が提供可能な情報については、必要に応じて協議の上で共有することを想定しています。<br><br>・ブランド認知度調査や転入者アンケート<br><a href="https://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/1009951/1009954/index.html">https://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/1009951/1009954/index.html</a><br><br>・ながれやままちづくり達成度アンケート<br><a href="https://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1008746/1008932/index.html">https://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1008746/1008932/index.html</a><br><br>・統計関連情報<br><a href="https://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1008422/1008423/index.html">https://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1008422/1008423/index.html</a> |
| 70 | 仕様書8、5(4)エ       | 【著作権および契約形態について】<br>仕様書9に基づき、本業務で制作された映像の著作権は市に帰属し、納品後の二次利用(放映、配信、加工等)において、受託者への追加の著作権料や更新料が発生しない「完全買い切り」の契約形態という認識で相違ないでしょうか。特に音楽やナレーションの権利処理について、永続的な使用を前提とした契約が必要か、改めて確認させてください。   | 概ねお見込みのとおりです。本業務の成果物の所有権、著作権その他一切の権利は委託者に帰属します。また、ナレーター及び音楽等については、映像を永続的に使用することを前提に、契約期限を設けず、年間更新料等が発生しない形で権利処理を行ってください。なお、受託者又は第三者が従前から保有する著作物が含まれる場合は、その権利関係を整理した上で、市が成果物を利用するために必要な範囲で支障なく利用できる状態としてください。   |
| 71 | 仕様書5(3)イ         | 仕様書に記載の「本市の魅力づくりに寄与してきた担い手(概ね2名程度)」について、市側で候補者を整理いただく想定か、または受託者側から候補提案を行うことも可能かをご教示ください。あわせて、選定の進め方や時期の想定があればご教示いただけますと幸いです。  | 参照：No. 43<br>なお、選定期間については、契約後、企画・構成の具体化にあわせて、できるだけ早い段階で協議の上決定する想定です。   |
| 72 | 仕様書5(3)イ、5(4)ア、8 | 市が保有されている既存の写真・映像素材について、提案検討の参考として、事前に素材の有無や傾向が分かる情報をご共有いただくことは可能でしょうか。可能な範囲で、主な内容、点数感、撮影時期、画質等の傾向をご教示ください。あわせて、過去の広報素材やブランドサイト掲載素材等の活用可否について、現時点での整理があればご教示ください。   | 市が保有する既存素材について、提案段階で詳細な一覧や内容、点数感等を一律にお示しする予定はありません。契約後、業務遂行上必要な範囲で、市が保有し提供可能な素材について協議の上で共有します。なお、活用可否については、過去の広報素材や流山市ブランディングサイト「ながれやまStyle」の掲載素材等を含め、各素材の権利関係や利用条件を確認の上で整理することとなります。<br><br>関連：No. 14、27、46、59、72、85、92   |

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
| 73 仕様書2          | 本映像の主たる訴求対象について、現時点で特に重視されている優先順位があればご教示ください。あわせて、これまでのブランドメッセージやブランドサイトで発信されている世界観との連続性をどの程度意識した提案が望ましいか、現時点でのお考えがあれば伺えますと幸いです。   | 本映像は、市制施行60周年記念式典での上映を想定していることから、市民等への訴求を重視しつつ、市外の方にも共感が広がる内容を想定しています。あわせて、仕様書記載のブランドメッセージ及び「暮らしの魅力」への共感や愛着に寄与することを目的としていることから、既存のブランドメッセージやブランドサイトで発信している世界観との連続性を意識した提案が望ましいと考えています。ただし、より高い効果が見込まれる場合には、既存とは異なる世界観による提案を妨げるものではありません。  |
| 74 仕様書5(2)、5(3)イ | 新規撮影について、想定されている撮影日数・回数・目安や、提案上望ましいボリューム感があればご教示ください。あわせて、既存素材の活用と新規撮影の比重について、市としてのお考えがあれば参考にしたいと存じます。   | 新規撮影の日数・回数について、市として一律の目安を定めているものではありません。仕様書の目的を達成できるよう、必要なボリュームをご提案ください。なお、既存素材の活用を含めた構成は可能であり、担い手の表現についても必ずしも新規の取材・撮影を要しないものとしていますが、既存素材のみで趣旨の達成が困難な場合は、市と協議の上、必要な範囲で取材・撮影等を行う想定です。  |
| 75 仕様書5(2)ウ、5(5) | 公共施設や市内ロケ地等での撮影調整に関して、市側にご協力いただける範囲をご教示ください。例えば、施設管理者との調整、庁内照会、候補先との連絡支援などの可否について確認できれば幸いです。   | 公共施設や市内ロケ地等での撮影調整については、受託者が企画し主導して進めることを基本とします。その上で、委託者としても必要に応じて積極的に協力し、庁内照会、施設管理者との調整支援、候補先との連絡支援などを行うことを想定しています。ただし、具体的な協力範囲は、企画内容を踏まえて協議の上で決定します。   |
| 76 仕様書5(4)イ、6(2) | 字幕データについて、「必要に応じて提出」とありますが、提案時点ではどのような対応を想定するのが適切かご教示ください。例えば、日本語字幕の付与や字幕データ納品の要否について、動画の内容や活用媒体に応じて協議のうえ整理する想定か、現時点でのお考えがあれば伺えますと幸いです。                                    | 仕様書記載のとおり、会話等があり内容を理解するために字幕が必要となる場合には、字幕データを作成することを想定しています。提案時点では、動画の内容や活用媒体を踏まえ、日本語字幕の付与や字幕データ納品の要否を含めてご提案いただき、詳細は契約後に協議の上で整理する想定です。  |
| 77 仕様書4(6)、4(7)  | ショート版は複数のSNS媒体での活用が想定されていますが、媒体ごとに縦型・横型等を分けた納品を想定されているか、また推奨するアスペクト比や納品パターンがあればご教示ください。  | 仕様書記載のとおり、ショート版の動画形式は、提案内容に応じて設定するものとしています。そのため、現時点で市として一律のアスペクト比や納品パターンを指定するものではありません。各媒体での活用を踏まえ、効果的な形式をご提案ください。<br>関連質問：No. 63、64、77   |
| 78 仕様書5(4)ウ、10   | 納品までに委託者による複数回の内容確認を行う旨の記載がありますが、現時点で想定されている確認フェーズや庁内確認の流れがあればご教示ください。あわせて、企画構成確定後に大幅な方針変更や追加撮影、新規素材制作等、当初想定した業務量を超える対応が生じた場合の取扱いについて、必要に応じて別途協議のうえ整理する想定か、ご教示いただけますと幸いです。 | 仕様書記載のとおり、納品までに委託者による複数回の内容確認を行うことを想定していますが、現時点で確認フェーズを固定的に定めているものではありません。具体的な確認の流れは、契約後、企画・構成、編集工程等に応じて協議の上で整理します。なお、当初想定した業務量を大きく超える対応が必要となる場合は、内容に応じて別途協議の上で整理することを想定しています。  |
| 79 仕様書6          | 成果物として、完成動画データ、字幕データ、サムネイル画像、権利関係書類の納品が示されていますが、編集可能データやプロジェクトデータ等の納品は想定されているでしょうか。必要な場合は、その範囲をご教示ください。  | 仕様書に記載のある成果物以外については、現時点で必須の納品物としては想定していません。編集可能データやプロジェクトデータ等が必要となる場合は、契約後、必要に応じて協議の上で整理します。  |
| 80 再委託について       | 本業務において、受託者が全体統括および品質管理を担うことを前提に、一部業務を協力事業者へ再委託する体制での実施は可能でしょうか。可能な場合、必要な手続きや提案時点で記載すべき事項があればご教示ください。  | 本業務において、受託者が業務全体の統括及び品質管理責任を負うことを前提に、一部業務について協力事業者を活用することは可能です。ただし、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。例外として、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、第三者への委託を認めることがあります。また、第三者に委託する場合は、事前に市と協議の上、必要な手続きを行ってください。その際、受託者は、委託先の氏名又は名称その他必要な事項について、委託者の指定する書式により届け出るものとします。なお、提案時点で再委託を予定している場合は、実施体制及び各事業者の担当範囲が分かるよう記載してください。       |
| 81 仕様書5(3)イ      | (3) キャスティングについて<br>イ受託者は、本業務の趣旨に沿い、本市の魅力づくりに寄与してきた担い手(個人・団体)を概ね2名程度取り上げ、本編映像において当該担い手の活動や想いが伝わるよう、構成・演出・編集の設計に組み込むこととありますが、この場合「担い手の方」は貴市でご指定されるのでしょうか。                    | 参照：No. 43   |
| 82 仕様書4          | 情報発信について現状の課題はありますか？もし課題がある場合、原因は何にあると思いますか？   | 本公募は、情報発信における個別具体的な課題を特定し、その解決策の提案を求めるものではありません。一方で、情報発信に当たっては、一般的に、伝える内容が対象者に適切に届いているか、関心や共感につながっているかといった点を常に意識する必要があると考えています。そのため、本業務においても、映像の内容や表現方法が、想定する対象に対して効果的に訴求できるものとなるようご提案ください。   |
| 83 仕様書2          | 流山市を一言でいうと、どんな街ですか？  | 流山市を一言で表すことはしていませんが、流山市総合計画では、目指すまちのイメージを「都心から一番近い森のまち」とし、みどりの保全・創出のみならず、みどりが与える都市の「うるおい」や市民の「やすらぎ」、人と人が集う「ふれあい」などの効果も含むものとしています。また、市民の方からは、「住んでよかったまち」、市外の方からは「住んでみたいまち」として憧れられる、「良質で住み続ける価値の高いまち」を目指すこととしています。流山市ブランディングプランにおいても「都心から一番近い森のまち」「母になるなら、流山市。」「父になるなら、流山市。」「市民の知恵と力が活きるまち」などのブランドメッセージを位置付けています。 |

|    |               |   |  |
|----|---------------|---|--|
| 84 | 仕様書2          | 育児や人口増の施策に対して効果が出た現在60周年の流山市ですが、その先の未来の60年後はどういった流山市にしていきたいですか？次のフェーズや将来像そして課題など具体的にあれば教えてください。                                     | 本公募において、60年後までを見据えた具体的な将来像や政策課題を個別にお示しするものではありません。なお、流山市総合計画では、市民の方からは、「住んでよかったまち」、市外の方からは「住んでみたいまち」として憧れる、「良質で住み続ける価値の高いまち」を目指すこととしています。  |
| 85 | 仕様書5(3)イ      | 「当該担い手の表現方法は、市が提供する写真・映像等の既存素材の活用」についてですが、どのような素材があるかは、事前にわかりますでしょうか。参考のWebサイト等があれば教えていただくことは可能でしょうか。                               | 参照：No. 63, 64, 77<br>関連：No. 14, 27, 46, 59, 72, 85, 92   |
| 86 | 仕様書2、4(2)     | 今回のメインターゲットは、これから(今も)流山市にずっと住みたいと思ってほしい人たちであり、観光客向け(Spotで来られるお客様)ではないということでしょうか。  | 本業務は、観光客向けのスポット訴求を主目的とするものではありません。市民等のシビックプライド醸成と、市外の方からの共感や憧れの喚起を目的としており、暮らしの魅力やまちの空気感が伝わる内容を重視しています。   |
| 87 | 仕様書2、4(2)     | 最重要ターゲットは誰ですか？(市民/市外居住者/子育て層/若年層/高齢層/事業者など優先順位)   | 本映像は、市民等のシビックプライドの醸成と、市外の方からの共感や憧れの喚起の双方を目的としており、現時点で属性ごとの優先順位を細かく定めているものではありません。なお、映像制作のコンセプトについては、流山市ブランディングプランも参考にご提案ください。  |
| 88 | 仕様書4(6)、4(7)  | ショート版のフォーマットについて？(縦型9:16?横型16:9?両方納品?)  | 参照：No. 63, 64, 77  |
| 89 | 仕様書2、4(6)     | 令和9年1月16日の式典上映の環境は？(スクリーンもしくはモニターの大きさや比率、音響設備、会場照明など)   | 現時点では、式典上映環境の詳細まではお示ししていません。式典会場については、市内の大型の公共施設を予定していますが、スクリーン又はモニターの大きさ・比率、音響設備、会場照明等の具体的な条件については、今後整理する予定です。そのため、提案に当たっては、仕様書に記載した画質等を前提としてご検討ください。なお、上映方法に関する詳細については、契約後に必要に応じて共有・協議することを想定しています。  |
| 90 | 仕様書4(6)       | ショート版について「3本以上」との記載がありますが、本数や内容について、現時点で具体的な想定がございましたらご教示いただけますでしょうか。   | ショート版は、仕様書記載のとおり3本以上を想定していますが、本数や内容を現時点で具体的に固定しているものではありません。本編の内容を踏まえつつ、視聴者の興味を引くために必要な設計、尺、本数をご提案ください。  |
| 91 | 仕様書5(2)エ、5(3) | 「本市の魅力づくりに寄与してきた担い手」につきまして、提案段階において事前にご本人様等の出演許諾を取得しておく必要はございますでしょうか。   | 提案段階では、候補としての提案で差し支えありません。正式な起用に当たっては、契約後、市と協議の上で決定し、必要な撮影・使用許諾を取得してください。  |
| 92 | 仕様書5(4)ア、8    | 「委託者が保有する素材」との記載がありますが、市制60周年に関連する主要イベントの映像(動画および静止画)につきましては、ご提供いただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、具体的にご提供可能な素材の内容について、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。 | 現時点において、市制施行60周年に合わせた新規の特別なイベントの実施は予定していません。また、「委託者が保有する素材」については、企画内容に応じて必要となる素材を整理し、市が保有し、かつ権利関係上提供可能なものについて提供することを想定しています。ただし、具体的に提供可能な素材の有無や内容については、素材ごとの権利関係等を確認した上で、契約後に協議し整理することとします。なお、今後開催されるイベント等について、市が主となって新たに撮影素材を収集する運用は、現時点では想定していません。そのため、そのような素材収集を前提とした構成を想定する場合は、提案内容において分かるように示してください。<br>関連：No. 14, 27, 46, 59, 72, 85, 92 |
| 93 | 実施要領4、7(4)カ   | 入札参加にあたり、参加資格の区分(例：役務の提供、物品の供給等)について、指定がございましたらご教示いただけますでしょうか。  | 今回のプロポーザルについては、実施要領4のとおり、参加資格区分についての指定はありません。  |